

同居の承認に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県県営住宅条例（以下「条例」という。）第15条及び神奈川県県営住宅条例施行規則第15条に規定する同居の承認に関する必要な事項を定めるものとする。

(特別の事情)

第2条 条例第15条第3項に規定する「入居者が病気にかかっていることその他特別の事情」とは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。ただし、同居をさせることが必要な事由が消滅した場合は、すみやかに退去するものとする。

- (1) 入居名義人（同居者を含む。）又は同居をしようとする者が病気にかかっており、療養が6月以上の長期にわたることが証明できる場合
- (2) 入居名義人（同居者を含む。）が婚姻や養子縁組をする場合
- (3) その他前2号と同程度の事情がある場合

(県営住宅同居承認・不承認)

第3条 規則第15条第1項の規定による「県営住宅同居承認申請書」を受理した場合は、その内容を審査し、その結果を県営住宅同居承認書（第1号様式）又は県営住宅同居不承認書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(同居の承認ができる場合)

第4条 規則第15条第2項第2号に規定する「同居させようとする者が住宅に困窮していること」とは、同居させようとする者が持家を有していない場合をいう。

- 2 規則同条同項第3号に規定する「同居の結果が過密とならないとき」とは、同居を承認することによって就寝室の面積が一人当たり2畳未満にならない場合をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 同居承認に関する要綱（平成3年7月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行日前に同居承認申請があったものについては、従前の同居承認に関する要綱（平成3年7月1日施行）を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

県 営 住 宅 同 居 承 認 書

年 月 日

住宅の名称
住 宅 番 号

様

神奈川県住宅営繕事務所長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました次の者の同居については、神奈川県
県営住宅条例第15条第1項の規定により、次のとおり承認します。

1 同居人の氏名及び同居の期間

2 条 件

申請者が退去するときは、必ず同居人も退去すること。

第2号様式（第3条関係）

県 営 住 宅 同 居 不 承 認 書

年 月 日

住宅の名称

住 宅 番 号

様

神奈川県住宅営繕事務所長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました次の者の同居については、内容を
審査した結果、次の理由により不承認としますので通知します。

- 1 同居させようとした者の氏名
- 2 同居を承認しない理由